

新旧対照条文

◎厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示第百二十九号) (抄)

改 正 案	現 行 案
<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇六十五 (略)</p> <p>六十六 金属代替材料としてグラスファイバーで補強された高強度のコンポジットレジンを用いた三ユニットブリッジ治療</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状</p> <p>臼歯部中間欠損（臼歯部のうち一歯が欠損し、その欠損した臼歯に隣接する臼歯を支台歯とするものに限る。）</p> <p>口 施設基準</p> <p>(1) 主として実施する医師に係る基準</p> <p>① 専ら歯科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。</p> <p>② 補綴歯科専門医であること。</p> <p>③ 当該療養について一年以上の経験を有すること。</p> <p>④ 当該療養について、当該療養を主として実施する歯科医師又は補助を行う歯科医師として六例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する歯科医師として五例以上の症例を実施していること。</p>	<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇六十五 (略) (新設)</p> <p>六十六 金属代替材料としてグラスファイバーで補強された高強度のコンポジットレジンを用いた三ユニットブリッジ治療</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状</p> <p>臼歯部中間欠損（臼歯部のうち一歯が欠損し、その欠損した臼歯に隣接する臼歯を支台歯とするものに限る。）</p> <p>口 施設基準</p> <p>(1) 主として実施する医師に係る基準</p> <p>① 専ら歯科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。</p> <p>② 補綴歯科専門医であること。</p> <p>③ 当該療養について一年以上の経験を有すること。</p> <p>④ 当該療養について、当該療養を主として実施する歯科医師又は補助を行う歯科医師として六例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する歯科医師として五例以上の症例を実施していること。</p>

(2) 保険医療機関に係る基準

- ② 実施診療科において、常勤の歯科医師が配置されていること。
① 歯科を標榜^{ぼうろう}していること。

と。

- ③ 歯科衛生士及び歯科技工士が配置されていること。
④ 医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑤ 医療安全管理委員会が設置されていること。

当該療養について五例以上の症例を実施していること。

- ⑦ 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局长等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一九（略）

十から十二まで 削除

十三～四十三（略）

四十四 重症心不全に対する免疫吸着療法

重症心不全（心抑制性抗

心筋自己抗体が陽性であつて、従来の治療法に抵抗性を有するものに限る。）

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労

働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一九（略）

十 C T 透視ガイド下経皮的骨腫瘍ラジオ波焼灼療法

転移性骨腫瘍

（既存の治療法により制御不良なものに限る。）又は類骨腫（診断が確定したものに限る。）

十一及び十二 削除

十三～四十三（略）

（新設）